

子どもの貧困調査研究コンソーシアム  
秘密情報管理委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、子どもの貧困調査研究コンソーシアム規約（以下「規約」という。）第7条5の規定に基づき、子どもの貧困調査研究コンソーシアム秘密情報管理委員会（以下「管理委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 管理委員会は子どもの貧困調査研究コンソーシアム運営委員会細則（以下、「運営委員会細則」という。）第2条ならびに第4条に定める子どもの貧困調査研究コンソーシアム運営委員（以下、「運営委員」という。）が兼ねる管理委員会委員（以下、「管理委員」という。）によって構成される。

(任務)

第3条 管理委員会は以下の事項を実施する。

1. 参加機関等によりコンソーシアムに提供された秘密情報の管理・利用に関する方針の策定
2. 研究参加者による秘密情報の利用申請の承認
3. 参加機関における秘密情報の運用の監督
4. その他、秘密情報の管理に関する重要事項の審議

(管理委員)

第4条

1. 管理委員は、運営委員会細則第4条2の規定に基づき、運営委員がこれを兼ねる。
2. 管理委員は、管理委員会が策定した秘密情報の管理・利用に関する方針に基づき、自身が代表する参加機関所属の研究参加者等による秘密情報の管理・利用を監督するものとする。
3. 管理委員は、自身が代表する参加機関において秘密情報の管理・利用に関する方針に違反する事態が起きた際には、すみやかに管理委員会委員長に報告するものとする。
4. 管理委員は管理委員会の招集およびメール審議の実施を管理委員長に要請することができる。

(管理委員長および管理副委員長)

第5条

1. 管理委員会に委員長1人及び副委員長1人又は若干名を置く。

2. 管理委員長は、運営委員会細則第5条2に定める運営委員長がこれを兼ねる。
3. 管理副委員長は、運営委員会細則第5条3に定める副運営委員長がこれを兼ねる。
4. 管理副委員長は、管理委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

(管理委員長の職務)

第6条 管理委員長は、以下の職務を行う。

- 管理委員長は、随時必要に応じて管理委員会を招集する。
- 管理委員長は、随時必要に応じてメール審議の実施を管理委員に通告する。
- 管理委員の過半数から管理委員会の招集もしくはメール審議の実施の要請があった場合、管理委員長は管理委員会を招集もしくはメール審議を通告しなければならない。
- 管理委員長は、管理委員会の議長およびメール審議の議事進行役を務める。

(定足数)

第7条

1. 管理委員会は、その決議について議決権のある管理委員の2分の1以上の出席を要する。ただし、代理人をたてた管理委員または委任状を提出した管理委員または事前に書面にて議決権を行使した管理委員は出席とみなす。
2. メール審議は管理委員長がその実施を管理委員に通告した時点で成立する。

(議決)

第8条

1. 管理委員会の議事は、その決議について議決権のある管理委員の過半数をもって決する。
2. メール審議の議事は、管理委員の議決権の過半数をもって決する。
3. 管理委員は、1個の議決権を有する。
4. 一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、管理委員長が決する。
5. 議決の方法は、拍手または挙手または投票または電子メールを含む書面とする。

(代理議決等)

第9条

1. 管理委員は、管理委員長に事前に通告することで、自身の所属する参加機関の別の研究参加者を代理人として管理委員会に出席させることが出来る。
2. 代理人は、管理委員に代わり管理委員会に参加し、議決権の行使を代理する。
3. 管理委員が、管理委員会にやむを得ず欠席する場合には、委任状の提出によって議決

を管理委員長に委任することが出来る。

4. 管理委員が、管理委員会にやむを得ず欠席する場合には、あらかじめ通知された事項について電子メールを含む書面をもって議決することが出来る。

(会議の同席)

#### 第10条

1. 管理委員会には管理委員のほか、次の関係者が同席することが出来る。
  - 参加機関の管理委員以外の参加研究者
  - 子どもの貧困調査研究コンソーシアム事務局員
  - 参加機関の職員
  - その他、管理委員長が同席の必要性を認める者
2. 同席者は管理委員長の指名により会議で発言することが出来る。ただし、議決権を持たない。
3. 管理委員長は議事の内容により同席者の退場を求めることが出来る。
4. 2ならびに3の規定は、管理委員の代理人として管理委員会に出席する者には適用されない。

(議事進行の原則)

#### 第11条

1. 発言の機会均等など
  - 発言者は必要最短時間に簡にして要をえた発言をする。
  - 議長は発言の機会を公平に配分する。
2. 少数意見の尊重
  - あらゆる意見の提供を求め、その趣旨を十分に傾聴する。
  - 少数意見・反対意見も慎重に取り扱う。
3. 一事不再理  
同一の議題については、同一の年度内は付議しない。ただし、次の場合には再審議することが出来る。
  - 法律に違背した決定であった場合
  - 公序良俗に違背した決定であった場合
  - 誤った情報と認識のうえに立っての決定であった場合
  - 相手方との交渉の過程にある場合
  - 原案作成の段階として審議の過程にある場合
  - 管理委員の4分の3以上より再審請求のあった場合

(秘密保持義務)

第 12 条 管理委員および管理委員会の同席者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(細則の改正)

第 13 条 この細則の改正は、管理委員会またはメール審議における過半数の賛成をもって成立する。

(記録と報告)

第 14 条

1. 管理委員長は、管理委員会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。
2. 管理委員長は、管理委員会への出欠を問わず、すべての管理委員に議事録を送付するものとする。

(庶務)

第 15 条 管理委員会の庶務は、コンソーシアム事務局において処理する。

付則

この細則は、令和元年 11 月 12 日から施行する。